

## 横須賀リサーチパークアマチュア無線クラブ規約

(名称)

第1条 本クラブは、横須賀リサーチパークアマチュア無線クラブと称する。

(組織)

第2条 本クラブは、横須賀リサーチパークの勤務者及び関連の組織関係者により組織する。

(目的)

第3条 本クラブは、アマチュア無線技術の研鑽及び、災害時等における通信技術の向上を図ることを目的とし、次の事項を行う。

- (1) 随時クラブ員同士が必要と認めたときは、ロールコール(各クラブ員の無線交信)を行う。
- (2) クラブ員同士の会合を毎月1回持ち、技術の習得と情報交換及びその他の事業を行う。
- (3) クラブ員は随時クラブ局の運用を行うとともに、災害時に於いては救助活動の支援を行う。
- (4) クラブ員は、随時クラブ員同士の親睦と無線技術の向上を目的に、移動運用等の行事を行う。
- (5) 無線技術を習得しアマチュア無線資格を得ようとする人に対する、技術指導を定期的に行い、合格のための援助活動をする。

(役員)

第4条 本クラブ運営のため、次の役員を置く。

- |         |          |
|---------|----------|
| (1) 会長  | 1名       |
| (2) 副会長 | 2名       |
| (3) 幹事  | 2名       |
| (4) 会計  | 2名       |
| (5) 顧問  | 必要に応じ若干名 |

(任務)

- (1) 会長は、本クラブを代表し本クラブの運営を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、会長に代わり本クラブを代表する。
- (3) 幹事は、会長の指示によりクラブの運営にあたる。
- (4) 会計は、本クラブの会計を担当する。

(任期)

第5条 役員任期は1年とし、毎年7月に選出交替する。

任期途中で退任した場合は、全役員協議のうえ新役員を選出するものとする。その場合の任期は前役員の前任期とする。

ただし、後任者が選出出来ない場合は、次の役員選出まで欠員とする。

(総会)

第6条 本クラブの運営に関しては、毎年7月にクラブの総会で年間の事業計画を決定する。

総会は会長が召集し、次の事項を審議する。

- (1) 予算および決算
- (2) 行事計画および報告
- (3) 役員を選出
- (4) その他重要事項

(会費)

第7条 会費は、半年額金1000円を6月末、および12月末までにそれぞれ前納にて徴収する。

会計期間は毎年7月1日から6月30日までとし、総会までに決算するものとする。

本クラブの経費は、会費および寄付金によるものとする。

一度納入された会費は、返却しないものとする。

(臨時会費)

第8条 本クラブは、第3条の目的達成のため、全役員合意のうえ、臨時会費を徴収することが出来る。

(入会時の会費)

第9条 入会時の会費は1000円とし、入会年度の会費とともに、納入するものとする。一度納入された入会時の会費は、返却しないものとする。

(休会)

第10条 会員は、海外赴任等、本クラブの活動が困難となる尤もな理由がある場合には、理由を書面にて届け出の上、休会することが出来る。

休会期間は最大3年とし、3年を越える場合には一旦退会扱いとする。

休会中の会費および、3年以内に復会する際の入会金は不要である。

(退会)

第11条 会員は、次の各号に抵触した場合には、会員としての資格を喪失し、退会するものとする。

- (1) 本クラブの信用を毀損したと認められたとき。
- (2) 本クラブの統制を乱したと認められたとき。
- (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 前各号に準じた行為があったとき。
- (5) クラブ員が死亡したとき。

(改正)

第12条 本規約は、全クラブ員合意のうえ改正することが出来る。

(規定外事項)

第13条 本規約に記載ない事項および疑義事項については、本規約に基づき、役員協議のうえ、決定するものとする。

付則

本規約は平成14年10月1日から効力を有する。